

美里町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した同条第5項に基づく随時監査を実施した結果を、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和2年5月25日

美里町監査委員 相馬 光喜

美里町監査委員 櫻井 功紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

随時監査（令和元年度会計）

3 監査の対象

令和元年度の工事請負費（100万円以上）

まちづくり推進課、建設課、水道事業所、教育総務課

4 監査の着眼点（評価項目）

経費の積算が適切に行われているか。

起工に当たり、決裁権者が適切に承認しているか。

予定価格が漏えいしないための必要な措置がとられているか。

工事が契約どおりに行われているか。

5 監査の実施内容

令和2年5月13日、現地査察を行った後、本庁舎議員控室及び南郷庁舎201会議室において関係書類の提出を求めた。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる